

佐倉市地域公共交通計画(概要版)

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域の旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に関する基本的な方針を定める、公共交通施策のマスタープランとなる計画です。 【計画期間】2025 年度～2030 年度 【計画区域】佐倉市全域

計画の基本的な方針及び目標 本編 P22～23

【目指す将来像】まちの骨格となる公共交通網が広がる都市 佐倉

目標1 まちづくりの軸としての公共交通網の維持・確保

取組方針 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、鉄道駅を中心としたコンパクトな都市構造を支えるため、拠点を結ぶネットワークとしての公共交通の利便性の維持・向上を図ります。

目標2 移動制約者の移動手段の確保

取組方針 既存の公共交通の不便により移動が困難で、自家用車での移動ができない人（子ども、高齢者、障害者等）の移動手段の確保に向けた取組を進めます。

目標3 持続可能な公共交通の実現

取組方針 今後の人口減少に伴う交通需要の減少により、公費負担の増加も懸念される中で、特に市が運行経費を（一部）負担している路線やコミュニティバスが、今後も持続可能な運営を目指していくための検討、取組を進めます。

公共交通を取り巻く課題 本編 P19～21

● 公共交通事業の運営面からの課題

- ・利用者減少等による収益性悪化
- ・乗務員の不足・高齢化
- ・車両の更新やバリアフリー化等への対応

● 公共交通へのニーズの面からの課題

- ・（点在する）交通空白地域
- ・高齢者、通学利用者の移動手段の確保
- ・利用者ニーズへの対応
- ・利用環境の整備

● まちづくりにおける方針との連携

- ・多極ネットワーク型コンパクトシティの維持・強化に向けた取組との連携（都市マスタープラン・立地適正化計画）

目標を達成するための実施事業 本編 P24～30

事業名称		個別の取組
事業1	拠点を結ぶ交通ネットワークの利便性の維持・向上	・バス路線網と利便性の維持・向上 ・道路環境や安全性の維持・向上 ・観光施策等と連携した取組
事業2	公共交通事業の運営・実施体制の強化	・乗務員の確保に向けた取組 ・交通D Xの推進・活用 ・交通G Xに向けた対応
事業3	交通空白地域対策	・コミュニティバスの運行継続 ・点在する交通空白地域対策の検討 ・南部地域における交通手段の確保、見直しに向けた検討
事業4	公共交通の利用促進に向けた情報発信	・公共交通に関する情報の充実 ・公共交通の利用啓発、モビリティマネジメント
事業5	公共交通の利用環境の維持・改善	・各駅のバス停留所・自転車駐車場の維持 ・待合環境の整備・改善 ・公共交通のバリアフリー化等
事業6	移動困難者対策	・福祉有償運送等の福祉施策の維持 ・様々な外出支援サービス等の取組との連携

計画の達成状況の評価 本編 P31～32

指標		現状値 （2023 年度）	目標値 （2030 年度）
市内を運行する路線バス利用者数		474 万人(※1)	474 万人
コミュニティバス利用者数		135,400 人	151,100 人
タクシー利用者数（市内営業所）		479,900 人	539,900 人
公共交通利用可能地域のカバー率（面積）		64%	現状維持
公共交通の満足度（市民意識調査）		32.7%	現状以上
交通空白地域等の解消のために市が運行する路線等の数		5 路線	5 路線
路線バス車両のバリアフリー化率		69.4%	100%
福祉有償運送の登録団体数		5 団体(※2)	5 団体
バスの収支率	コミュニティバス（5 ルート）	18.3%	現状以上
	神門線（馬渡坂上・西御門）	19.6%	現状以上
	高崎線	7.2%	現状以上

(※1)：2022 年度、(※2)：2024 年度